

第52回千葉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日 時：平成18年7月25日（火） 午後2時から午後3時まで
- 2 場 所：船橋商工会議所会議室 301号室
- 3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（9名）
伊藤委員、臼田委員、古宮委員、轟木委員、長谷川委員、
榛澤委員、安井委員、山下委員、崎田委員（書面）
事務局
商工労働部 水澤次長
経営支援課 関室長、白井主幹、鈴木副主幹、
高城副主幹、吉井副主幹

4 開 会：

① 審議案件概略説明

<事務局> 本日は第52回の審議会の開催をお願いいたしました。委員の皆様方には、大変お忙しい中御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日お願いいたします審議案件は、新設の届出に係る審議案件といたしまして（仮称）新鎌ヶ谷ショッピングセンターほか1件。このほか、既存店に係る変更の届出につきまして手続を進めさせていただき、報告案件としたものが舞浜駅前開発ほか1件でございます。

以上、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

- ② 成立要件の確認（審議会運営規程第6条第1項の規定により、崎田委員の文書による意見の開陳等を出席と認め、県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）
- ③ 議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）
- ④ 配付資料の確認
- ⑤ 傍聴者の入室（なし）
- ⑥ 議事録署名人選出（議長が臼田委員と山下委員の2名を指名した。）

5 議 事：

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見に係る審議は、次のとおりであった。

① 審議案件1「(仮称)新鎌ヶ谷ショッピングセンター」について

<伊藤議長> 審議案件は、ただいま御紹介ありましたが、2件でございまして、その後、店舗の現地調査という予定が入っておりますので、御協力のほどお願いしたいと思います。

それでは、早速最初の案件でございまして。(仮称)新鎌ヶ谷ショッピングセンターに係るダイヤモンドリース株式会社からの新設届出に対する県意見案について、事務局から説明をしていただきます。お願いいたします。

<事務局説明> お手元の「審議案件1」の資料をごらんください。

(仮称)新鎌ヶ谷ショッピングセンターですが、所在地は鎌ヶ谷市の新鎌ヶ谷特定土地区画整理事業地区内です。建物の設置者はダイヤモンドリース株式会社、小売業者は日本トイザラス株式会社、業種は玩具、子供用品の販売です。用途地域は商業地域ですけれども、現況は宅地となっております。建物構造は鉄骨3階建てで、3階の一部と屋上が駐車場になります。店舗面積は1万1,688㎡です。

右の欄に届出の概要をまとめてございますが、新設日は平成18年11月22日、営業時間は午前9時から午後9時30分、荷さばき可能時間帯は午前6時から午後10時で、午後10時以降の夜間の営業、荷さばき作業等はございません。

続いて周辺環境ですが、本日はOHPを用意しておりませんので、恐縮ですが、お手元の出店計画書の中の「広域見取図」をごらんいただきたいと思います。

計画地は、東武野田線、新京成線、北総公団線の3本が交差する鉄道の結節点、新鎌ヶ谷駅に隣接しており、周辺は、区画整理事業が進行中です。道路を挟み西側は駅前広場とマンション、北側と東側は住宅地で、鉄道を挟んだ南側には2年ほど前にオープンしたイオン鎌ヶ谷ショッピングセンター

が立地しております。また、東側の国道464号線は、船橋から我孫子を抜け取手に通じる幹線道路となっております。駅前立地ですが、周辺も含め区画整理中であり、これから宅地造成や商業集積が進むのではないかと推察されるところでございます。

市町村、住民等の意見ですけれども、鎌ヶ谷市から意見が出されております。これについては後ほど御説明いたします。

続きまして、審議資料の2ページと出店計画書の「建物配置図及び1階平面図」をごらんいただきたいと思っております。

まず、駐車場ですが、店頭、北側の市道に面したところの平面駐車場のほかに建物の3階及び屋上駐車場を合わせ670台分を用意する計画です。必要台数は小売店舗のトイザラスだけではなく、併設する飲食店、スポーツ施設の利用者も勘案し、602台と算出できますが、これをクリアする収容台数となっております。また、出入口については、2カ所ですけれども、いずれも左折イン、左折アウトの形をとり、右折進入禁止の看板を設置するほか、交通整理員を配置し、円滑に誘導することとしております。また、敷地内の駐車待ちスペースをそれぞれの出入口付近に設けることとしております。

駐輪場については、指針の参考値による必要駐輪台数を上回る367台分を用意する計画でございます。

続いて、3ページに移ります。荷さばき施設ですけれども、「建物配置図及び1階平面図」をごらんいただきたいと思っておりますが、荷さばき施設は店舗の右側、東側になります国道464号線側に専用の出入口を設け3カ所設置する計画です。3カ所合計の面積は514㎡、同時作業可能台数は5台となっており、ピーク時の搬出入車両台数5台をクリアできる施設が確保されております。

同じく審議資料の3ページ、経路設定ですが、案内看板を周辺道路5カ所に設置するとともに、新聞の折り込み広告で経路を周知する等、必要な配慮がなされているものと認められます。

また、歩行者の利便性については、歩行者、自転車の専用出入口や敷地内通路を設け、車との動線を分離し、安全性を確保することとしております。

さらに、車いすでの来店にも対応できるよう、階段付近にはできるだけス

ロープを設けるなどの配慮が見られます。

続いて、4ページになります。(3) 廃棄物の減量化とリサイクル計画についての配慮ですけれども、商品の搬入段階で減量化に努めるとともに、搬出したごみについては分別保管し、リサイクル業者に処理を委託することとしております。また、リサイクル計画については、食品リサイクル法、家電リサイクル法、さらにはパソコンリサイクル法等の適用を受ける業種がテナント出店した場合には、現時点ではこれらのリサイクル法の適用になる業種はないということですが、もし適用する業種がテナント出店した場合にはその法令を遵守することとしているほか、容器包装リサイクル法に該当する場合には再商品化義務の履行または再商品化を日本包装リサイクル協会に委託するなどの配慮が見られます。

その下の(4) 防災・防犯対策への協力ですけれども、防災対策につきましては、関係機関から要請があれば検討するということです。

また、防犯対策につきましては、防犯カメラの設置、警備員の常駐、駐車場の出入口の施錠等により対応することとしております。

続きまして、5ページ、6ページの騒音について説明させていただきます。

<事務局説明> 騒音の発生に係る事項について御説明します。出店計画書の「周辺見取図」をごらんください。この図面では、計画地が薄緑で、黄色く塗ってあるところが住宅になります。こちらは夜間の営業や荷さばきはありません。夜間に動くのはキュービクルと空調機の室外機です。民家の立地状況を考えて、等価騒音の予測地点と夜間最大値の予測地点を決めました。結果については、審議資料6ページにまとめてございます。総合的な予測評価、夜間の騒音ごとの予測、ともに指針値を満足しており、適切な対応がとられているものと認められます。以上です。

<事務局説明> 続きまして、審議資料の7ページに移ります。ここには廃棄物について記載してございますけれども、出店計画書の「建物配置図及び1階平面図」をごらんいただきたいと思います。廃棄物の保管施設は店舗の裏側になります。先ほど説明しました荷さばき施設付近に4カ所設置する計画です。小売店舗以外の施設の廃棄物容量も加え、指針の72.57m³をクリアする128m³を確保するということです。また、処理方法につきましては、指

定業者等による敷地外処理を週5回の頻度で行うこととなっております。

続きまして、(3)の街並みづくり等への配慮ですが、緑化計画については、鎌ヶ谷市宅地開発指導要綱の公園緑地基準の3%以上に対して4.5%の緑地を設けることとしております。また、建物の外観は周辺環境に調和させ明るい色彩とするほか、新鎌ヶ谷駅の駅前の顔としてもふさわしい外観にするということです。

8ページに移りまして、住民意見はございませんが、鎌ヶ谷市から5点ほど意見が出されております。1つ目は駐車場出入口付近の歩行者の安全対策についてですが、出店計画書の「建物配置図及び1階平面図」をごらんいただきたいと思っております。図面の左側に「出入口②」というところがありますが、この歩道は比較的広いことから、間違っ て駐車場に入る車が乗り上げやしないかという心配をされているということで、それに対しては車止め用の反射板つきポールを設置して防ぐということです。また、夜間対策としての照明も確保するという ことです。

2つ目は、廃棄物管理責任者の選任届出及び事業系一般廃棄物減量・資源化計画書の提出を求めるものですが、これについてはテナントが確定次第、必要書類を鎌ヶ谷市へ提出するとのこと です。3つ目は災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書の締結についてですが、市の方から協力要請があれば可能な範囲で協力するという ことです。4つ目は公害防止に関してですが、各法令は遵守するという ことです。最後に、ごみの自己管理についてですが、施設から発生するごみについてはすべて許可業者へ委託し、自己管理することになって おります。

以上、5つの意見に対して、今申し上げたような対応を図ることになって おります。

最後に9ページの総合判断ですが、1番の駐車場については、指針に基づく必要台数が確保されており、また、駐輪場についても指針に基づく参考値の台数が確保されており、駐車・駐輪需要は充足していると認められるほか、経路設定とその周知方法についても必要な配慮がなされているものと認められます。2番の荷さばき施設についても、必要な規模の施設・運営計画であり、適切な配慮がなされているものと認められます。3番の騒音の

予測・評価についても、すべて基準値以下であり、適切な対応であると認められます。4番目の廃棄物に係る事項等については、指針に基づく保管容量を確保し、リサイクル計画、廃棄物の減量化、廃棄物処理に関して適切な配慮がなされているものと認められます。また、街並みづくり等への配慮につきましても、適切な配慮がなされているものと認められます。最後、6番の鎌ヶ谷市からの意見に対しても、先ほど申し上げましたように、必要な対応がとられると認められますので、この店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

なお、本件に関しまして、廃棄物・リサイクル分野の専門家でいらっしゃいます崎田委員から書面による意見の提出がございました。御紹介いたします。「本件について、県意見は妥当と考えます。計画どおりの運用を期待します」ということです。以上です。

<伊藤会長> ありがとうございます。崎田委員の方からはよろしいということですが、特に御専門でございませう騒音の山下先生はいかがですか。

<山下委員> 基準値をクリアされているので、特に今の段階で申し上げたくはないんですが、開業してから必ず出るのが騒音苦情なんですね。ですから、窓口をしっかりとっておいてもらいたいなという気はするんです。騒音に関しては、クリアしていますよとか、何かしていますよと言っていますでしょう。ふたをあけると、わからないことも多いんですよ。苦情も多いし、外からの意見もあるようだし、窓口をきちっとしておくということは常に視野に入れておいた方がいいと思うんです。お願いします。

<事務局> 設置者に、よく伝えます。

<伊藤会長> 交通の方で安井先生、何かございますか。

<安井委員> 当初、交差点がどうなるかという計算表がなかったものですから、それは請求しましてチェックさせていただきましたけれども、特に問題はないという結果になっています。

<伊藤会長> ほかの委員の方、御質問、あるいは何か御意見ございますか。交通問題が一番大きいんですけども、ここは安井先生の方からはよろしかろうと、こういうこととございます。特段、もし御異議なければ、県原案でございます「意見なし」ということで了承してよろしゅうございますか。

(「異議なし」との声あり)

<伊藤会長> それでは、本件、すなわち(仮称)新鎌ヶ谷ショッピングセンターに係る案件は県の「意見なし」を了承いたしました。

② 審議案件2 「カインズホーム茂原店農資館」について

<伊藤会長> それでは、2番目の案件はカインズホーム茂原店農資館でございます。これは資料の一番最初をごらんいただくと住・生活関連品となっておりますが、カインズホームというのは、もともとDIYのお店で、そのの新設届出でございます。では、事務局の方からお願いします。

<事務局説明> 続きまして、カインズホーム茂原店農資館ですけれども、お手元の審議資料1ページをごらんいただきたいと思います。

所在地は茂原市腰当、建物設置者、小売業者はともに株式会社カインズ、業種は住・生活関連品専門店と記載してございますが、具体的には農業用資材の販売です。用途地域は第二種住居地域で、国道に面した部分の一部が準住居地域となっております。開発許可につきましては、隣接地にカインズホームの本館がオープンしており、その届出のときに既に許可済みとなっております。建物構造は鉄骨平屋建てで、店舗面積は3,745㎡です。

右の欄に届出概要をまとめてございますけれども、新設日は平成18年9月6日、営業時間は午前8時から午後9時、荷さばき可能時間帯は午前7時から午後7時で、午後10時以降、いわゆる夜間の営業、荷さばき作業等はありません。

続いて周辺環境ですが、出店計画書の「広域見取図」をごらんいただきたいと思います。計画地はJR外房線の新茂原駅から約1kmの地点にございまして、西側が国道128号線に面しております。また、市道を挟み南側にはカインズホームの本館が既にオープンしており、さらにその南側には、前回の審議会でご審議いただきましたニトリ茂原店がオープンする予定です。逆に北側の方にはカインズの関連会社でありますオートアールズやベイシアが既に立地しております。地図の上からもおわかりいただけるとおり、周辺はもともと農地だったんですけれども、最近では国道に面した、いわゆる

ロードサイドに商業集積が見られているところです。

また、市町村・住民等からの意見ですけれども、住民の意見はありませんでしたが、茂原市から意見が出されております。これについては後ほど御説明いたします。

続いて2ページをお開きください。また、図面の方は、出店計画書の「配置計画図」をごらんいただきたいと思います。駐車場は指針に基づく必要台数179.6台と、ほぼ同数の収容台数180台分を平面駐車場に設ける予定になっております。出入口は3カ所ですが、国道に面した出入口のところは左折インの入口専用となっております。図面でみますと、上の方が国道ですけれども、そこに面して出入口6というのがございます。そのちょうど上あたり、歩道上に線が2本入っておりますが、ここが出入口になる予定になっており、左折インの入口専用という計画です。

また、駐輪場につきましては、ホームセンターという業種柄、自転車での来店は少ないということで、指針の参考値による駐輪台数の算出ではなく、隣接するカインズホーム本館の事例を参考に算出した必要駐輪台数9台に対して、10台分を用意するという計画です。

また、交通対策として、混雑が予想される場合には出入口付近に交通整理員を配置するほか、隣接のカインズホーム本館と協力して来店客に情報提供を行い、経路の分散を図ることとしております。

続いて、荷さばき施設ですけれども、荷さばき場は店舗の出入口付近に1カ所設ける予定です。この図面でみますと、クリーム色のところが店舗になります。その正面上のところにブルーの網かけがございます。ここが荷さばき場になります。ちょうど駐車場の付近になりますので、一般の駐車場の利用者と荷さばき施設の位置の関係が心配かもしれませんが、荷さばき作業につきましては、搬出入が1日1回であるということ。しかも、お店がオープンする前の午前7時台には作業を完了するということですので、一般の来店車両や歩行者の安全性に支障を来すことはないと考えております。

それから、経路設定ですけれども、案内看板を周辺3カ所に設置するとともに新聞の折り込み広告やチラシで経路を周知する等、必要な配慮が認められます。

続きまして、同じく 3 ページの歩行者の利便性についてですけれども、敷地内に歩行者専用通路を設け、事故防止に配慮することとしているほか、混雑が予想される場合には駐車場の出入口に交通整理員を配置し、対応することとしております。また、ハートビル法の認定に適合する、いわゆるバリアフリーに対応した店舗にするということです。

さらに、廃棄物減量化及びリサイクル計画についての配慮ですけれども、流通センターと一体となって折りたたみコンテナの使用に努め、搬入商品の段ボールの減量化を図ることとしております。また、管轄する長生郡市広域市町村圏組合の協議事項を遵守し、廃棄物の分別を徹底し、最終廃棄ごみゼロを目指すということです。さらに、地球環境保護や資源のリサイクルに率先して取り組むと同時にお客様や取引企業にも呼びかけ、環境保護活動に取り組んでいく方針であるということが示されております。

続いて 4 ページに移ります。防災対策ですけれども、行政から要請があれば協力するということです。また、防犯につきましては、閉店後の駐車場の閉鎖や 24 時間警備会社に委託し、店舗管理を行うこととしております。

続いて 4 ページ、5 ページは騒音になります。

<事務局説明> 騒音に係る事項ですが、審議資料の一番最後のページにある図面 5 の周辺図をごらんください。こちらは先ほど御説明したように、鉄道と国道に挟まれ、ほかはほとんどカインズ関連の店舗になっております。民家はほとんどございません。夜間にかかる営業や荷さばきはなく、夜間の音源はキュービクルと浄化槽ブローだけです。このような状況から、音の大きくなりそうな予測地点を東と西に 1 カ所ずつと、あとは敷地境界地点として夜間 1 と 2 を決めました。騒音の予測結果は、同じ資料の 5 ページにまとめましたが、総合的な予測評価、夜間の騒音ごとの予測、ともに指針値を満足しており、適切な対応がとられているものと認められます。以上です。

<事務局説明> 続きまして、6 ページをごらんいただきたいと思いますが、廃棄物に関する事項ですけれども、廃棄物の保管施設はお店の右側にございます。先ほどの配置計画図、店舗の図面をごらんいただきたいんですが、クリーム色に塗ってある店舗の右の端の方ですね。県道沿いのところに、赤い網掛けのところは廃棄物の保管庫になります。指針の保管容量は 17.45 m³ですけ

れども、これを満たす 18 m^3 を確保することとしております。また、処理方法については、許可業者に委託し、敷地外処理を毎日の頻度で行う計画になっております。

続いて同じ6ページの下になります。(3)街並みづくりですが、茂原市の場合、都市計画法の基準3%をクリアしてくださいということになっており、それをクリアする8.6%の緑地を計画しています。特に景観へ配慮し、敷地の外周部に緑地を配置することとしております。また、建物の外壁はアースカラー、これは地球の大地の色という意味で、茶系色の落ちついた色彩にするということです。また、照明につきましては、駐車場の利用時間に合わせ、午後9時半までの点灯とするほか、周辺の住宅に対する照射角度の配慮も見られます。

続いて7ページですけれども、先ほど申し上げましたように、茂原市から意見が出されております。その1つは、地下歩道を利用した歩行者等が当該店舗に向かう際の安全対策に関してです。お手元に「カインズホーム茂原店農資館01」という写真が配られていると思います。陸橋があって、その下がトンネルのような写真です。図面でみますと、先ほどの配置図の右側の方に県道が走っており、県道の下のところは外房線との交差になるんですが、線路を渡るのに、車は高架で越える形になり、歩行者と自転車は地下道を通って線路を渡る形になります。車は問題がないのですが、歩行者と自転車が地下道から出てきたときに、お店に入るのに側道を渡らなければなりません。これは危険性があるので、配慮してくださいという意見でございます。それに対して設置者側としては、県道の側道側に歩行者・自転車用の出入口を設ける方向で、道路管理者の千葉県長生地域整備センターと協議を進めているということです。この図面の黄色く塗ってあるところに出入口を設け、お店に入れるよう誘導していくという形で、歩行者、あるいは自転車客の安全性に配慮するということです。

2つ目の、廃棄物の減量化と資源リサイクルの促進に関してですが、先ほども御説明しましたとおり、最終廃棄ごみゼロを目指し、社員への意識の徹底を図るとともに、お客様、あるいは取引企業にも呼びかけ、環境保護活動に取り組むこととしております。

また3番目は、廃棄物処理及び清掃に関する法律の遵守と茂原市ポイ捨て防止条例への配慮に関してですが、関係法令を遵守するとともに、ポイ捨て防止条例にも十分配慮するという事です。

最後に屋外広告物に関してですけれども、屋外広告物を設置する場合には事前に協議し、許可申請手続を行うこととしております。

8ページに移り、総合判断ですけれども、駐車場については指針に基づく必要台数が確保されており、また、駐輪場については特別な事情による駐輪台数の算出になっておりますが、算出根拠には合理性があり、駐車需要、駐輪需要ともに充足していると認められます。また、2番目の荷さばき施設についても必要な配慮がなされていると認められます。3番目、発生する騒音につきましても、すべて基準値以下であり、適切な対応がとられていると認められます。4番目、廃棄物に係る事項等については、指針に基づく保管容量を確保し、リサイクル計画、廃棄物の減量化、廃棄物処理に関して適切な配慮がなされているものと認められます。5番目、街並みづくり等への配慮についても適切な配慮がなされているものと認められます。なお、茂原市からの意見に対しましても、先ほど申し上げたように、必要な対応がとられると認められますので、この店舗の立地に関する県の意見は「なし」と考えております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本件に関しまして、崎田先生から書面による意見の提出がございました。御紹介させていただきます。「県意見は妥当と考えます。ただし、廃棄物保管施設容量がほぼ指針値であり、計画どおりの減量化、リサイクルを推進していただきたいと考えます」ということです。これは廃棄物の保管施設の容量が18m³ということで、指針値とほぼ同じぐらいの容量しか確保していないのが心配であるということだったんですが、かなり細かな廃棄物処理、リサイクル計画を立てているので、それをぜひ実行していただくようお願いしたいという御意見です。以上でございます。

<伊藤会長> 御苦労さまでした。交通の自転車と歩行者のことがありましたが、安井先生はこの件はいかがですか。

<安井委員> 審議資料の図面No.2で御説明いたします。平面図の右上の方に該当交差点(A)がありますが、開店後、左から来て、この交差点を右折する

交通量が多くなります。計算上は右折車線を協議で延長することと、それから、右折専用の矢印の青時間を変えることで計算上はぎりぎりクリアできますが、右折車の台数というのは変動しますから、例えば足りなくなるとオーバーフローして、もともと1車線になりますから、途端に渋滞が発生します。逆に右折車が少ない場合にはすごくむだな右折矢時間が出てしまうということになりますので、この委員会の範疇ではないかのかもしれませんけれども、右折車の台数によって右折矢時間を変えるような、右折感応制御と言うんですが、そういうものが入れれば、より効率的にスムーズに渋滞や、むだな待ち時間が発生しないと考えます。ただし、計算上は特に問題ないんですけども。

<伊藤会長> 計算上はいいが、少し懸念はあると。

<安井委員> そうですね。あとは、逆に右折矢が長い時間出ているのに右折車が1台もいなく、むだな時間が出ると。平日と休日でかなり右折車が変わりますので。青矢の時間調整を交通量に応じて、自動的にやるような信号制御があります。そういうのを入れれば非常にスムーズになるのではないのでしょうか。県警もわかっています。右折感応制御を入れるという件です。

<事務局> そういう意見が出されたということを県警に伝えておくということでもよろしいでしょうか。

<安井委員> ええ。いいと思います。

<伊藤会長> 騒音の方は山下先生、いかがですか。

<山下委員> 立地条件から見て、鉄道と道路に挟まれていますし、特に問題ないと思うんですが、周辺は将来的に住居が立地してくることはないかな。

<事務局> 周辺はほとんど自社の関連店舗ですので、新たに住宅が建つとすると、可能性としては国道の向かい、それから鉄道を挟んだ向かい側ということになり、そこを予測地点にしています。

<伊藤会長> できても大分離れたところしかできないということですね。

<古宮委員> 計画地の真ん中に水路が入っているんですか。この水路は暗渠にするんですか。それとも、さくをして安全な状態にするとか。

<事務局> そこはふたをすると聞いております。

<古宮委員> そこはブリッジがついているように見えるけれども、そうではないん

ですか。配置計画図を見ますと、4カ所はブリッジのような気がするんです。

<事務局> 全部ふたをするのではなくて、駐車場の行き来をするところだけをふたをして通路にするという形です。古宮委員がおっしゃったブリッジの形です。開放していますので、水が見える状態です。

<山下委員> 写真の地下道から出てきて道路を渡るでしょう。ここに見えるのも水路かな。何か溝があって橋がかかって手すりがあるよね。

<事務局> 水はない状態でしたが、農業用排水路だろうと思います。

<山下委員> 水はないけど、溝はあるよね。

<事務局> 溝はあります。通路というか、橋がかかっている状態です。

<山下委員> 道路を横切るわけでしょう。地下道から出てきて道路を横切って溝に落ちはしないかな。大丈夫かな。

<事務局> 写真に写っております出入口は、お店がオープンしたら、ふさいで、写真で言いますと、多少手前に新しく設けるといことです。

<山下委員> 動線としておかしいものね、この位置では。

<事務局> はい。図面で言いますと、黄色くマークしたところがその位置ということで、写真に写っている現在の出入口は、これよりも下の方になるかと思っています。

<山下委員> 古宮先生の言われているのは、敷地の真ん中を横切っている水路のことですよ。

<古宮委員> そうです。

<山下委員> ここは農業用水ですかね、こんなところに水が流れているというのは。

<事務局> もともと農地です。

<伊藤会長> 地下道を上がってきってから、写真にある出入口へ行くわけではないというわけですね。それだと危ないですからね。

<事務局> 写真では、地下道が抜けられるように見えますけれども、今は通行をストップしているということです。お店のオープンに合わせて、ここを開通させるということのようです。

<伊藤会長> 今は通ってはいけないことになっているですね。

<事務局> はい。そのように聞いております。

<山下委員> 立派な構築物をつくるということだから相当利用者を見込んでいる

んでしょうね。鉄道をわたる暗渠なんでしょう。

<事務局> 踏切はかなり先へ行かないとないと思います。

<山下委員> そんなに人が通るんですかね。

<事務局> お店に来る人は、先ほど申しあげましたように、車での来店客が圧倒的だということですので、それほどこの地下道を使う方が多いという予測はしてないようです。

<伊藤会長> ほかに何か御意見、御質問ございますか。御質問はございましたけれども、県の意見に対しまして特段御異議はなかったと理解をいたしますので、2番目の案件、カインズホーム茂原店農資館の案件も県の「意見なし」というのは妥当であると皆さん御了解いただいたと思います。

○ 議題(2) 変更の届出に対する県意見の報告については、次のとおりであった。

<伊藤会長> 2つの案件でございましたので、審議の方はこれで終了いたしますが、報告案件が2つございますので、お願いいたします。

<事務局説明> お手元に報告案件一覧表をお渡ししてあるかと思えます。1つは舞浜駅前開発ですけれども、これはイクスピアリと申し上げればおわかりいただけるかと思えますが、駐車場の位置と出入口の数の変更です。新しい駐車場になるところは、従来、東京ディズニーランドの駐車場として利用していた場所であり、この変更によって周辺地域の生活環境に及ぼす影響はないものと認められます。また、住民等の意見もなかったことから、県の意見は「なし」として通知をいたしました。

カインズホーム茂原店本館につきましては、先ほどの農業資材館に隣接する本館ですけれども、今回の農資館の新設に伴って、従来の本館の駐車場の位置、収容台数、出入口の数を変更するという届出です。これには茂原市の意見がございましたけれども、先ほど御説明した側道側に歩行者・自転車用の出入口を設けて安全性を確保する形で対応を現在協議中であり、このことは茂原市も了解済みであるということから、県の意見は「なし」として決定し、通知をさせていただきました。以上です。

<伊藤会長> ありがとうございました。

議題（3）その他については、次のとおりであった。

<伊藤会長> 報告は終了いたしまして、議題の3でその他というのがございます。

<事務局説明> 前回、6月19日の審議会において御審議いただきましたニトリ茂原店の件に關しまして安井委員から、南総通運が使用していた国道128号線の右折ラインのグリーンベルトの一部切れ目をとってあったところをふさげないかという御質問がございました。これについては審議会当日、県土整備部の道路整備課経由で長生地域整備センターに確認しましたところ、立地法の届出提出後に道路協議をしまして、出入口を2カ所設置する段階でグリーンベルト部分はふさぐことになっているという回答をいただいております。このことは設置者にも確認をしております。以上、御報告します。

<伊藤会長> 安井先生、そういうことでございます。よろしいですか。グリーンベルトはふさぐ、こういうことでございました。

次回開催の日程確認（8月・9月は休会し、第53回千葉県大規模小売店舗立地審議会は10月24日（火）午後2時から）を行った。

6 閉 会：午後3時7分

以上